平成２４年（フ）第２２４号
栃木県宇都宮市下荒針町3480番地１　プルニエ・ガーデンＢ棟、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1711番地38
債務者　大澤　裕次
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４６号
栃木県大田原市加治屋83番地760
債務者　具島レオンシオこと　グシマ　レオンシオ　ヨシナオ　モンテイロ
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５１号
栃木県宇都宮市岩曽町1396番地３　メゾンマロニエ岩曽302号室
債務者　袴田　　徹
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５４号
栃木県河内郡上三川町大字上三川2966番地
債務者　吉﨑　　正
１　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町122番地50ニューウイング高橋101号室、前住所群馬県高崎市新田町４番地２　セントラルヒルズ高崎310号
債務者　佐藤まどか
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２６号
栃木県足利市丸山町688番地
破産者　田口　智子
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７２３号
北海道恵庭市駒場町１丁目２番１―202号、開始決定時の住所北海道恵庭市柏陽町３丁目21番地の５　コーポ晴海１号
破産者　佐々木博己
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
北海道苫小牧市北栄町４丁目19番地の６
破産者　永山　信征
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第６３号
青森県弘前市大字向外瀬２丁目９番地１
破産者　後藤　信昭
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１６号
青森県弘前市大字石渡２丁目５番地３
破産者　成田　　宏
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第８１号
山形県酒田市中町１丁目12番16号
破産者　佐藤　友也
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４号
茨城県北茨城市関南町里根川10番地16
破産者　赤津　　健
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第５号
茨城県北茨城市関南町里根川10番地の８
破産者　赤津　和子
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第７８８号
埼玉県上尾市大字堤崎443番地11、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市今泉１丁目10番地11
破産者　浦本　洋杞
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３４号
埼玉県朝霞市泉水３丁目１番20号　富士フィルム第２泉水寮管理人室
破産者　武　　隆秀
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目３番地16　グランデュールＡＳ103号、前住所埼玉県春日部市道口蛭田124番地２　ルネ春日部５―506
破産者　中山　照子
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
さいたま市南区辻８丁目９番６号703
破産者　金子　雅文
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
千葉県匝瑳市八日市場ホ215番地９
破産者　元倉　　優
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係